

経済産業省

平成 16・10・13 原院第 2 号

平成 16 年 10 月 18 日

電気事業法第 57 条の 2 第 1 項に規定する調査業務の適切な実施の徹底について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234c-04-12

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 16 年 6 月 22 日に九州経済産業局から電気事業法（以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項に規定する登録調査機関である財団法人九州電気保安協会が同項に規定する調査業務を適切に行っていなかったとの報告を受けた。その後、九州経済産業局は同年 7 月 1 日に同協会に対して法第 106 条第 4 項の規定に基づく報告徴収を行い、同月 30 日に同協会から報告書（同年 9 月 3 日修正。報告書の概要については別添 1 参照）の提出を受け、同年 9 月 29 日に同報告書の内容を妥当と評価するとともに、同協会に対し、法令遵守の関係者への周知・徹底及び同報告書に記載された再発防止対策の速やかな実施を指示（九州経済産業局の指示文書は別添 2 参照。経緯については別添 3 参照。）したとの報告を受けた。

本件を踏まえ、当院としては、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び内閣府沖縄総合事務局に対して、それぞれ管轄する法第 57 条の 2 第 1 項に規定する登録調査機関及び法第 57 条第 1 項に規定する電気供給者に対し、別添 2 を参照の上、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する調査業務の適切な実施の徹底を周知していただくよう求めることとする。

平成16年9月3日
(財)九州電気保安協会

電気事業法第106条第4項の規定に基づく報告書（概要）

当協会は、昭和41年以来、電気供給者からの委託を受け38年間に亘り一般用電気工作物の定期調査を通してお客さまの電気の安全確保に努めてまいりましたが、今回、北九州事業所で定期調査の不履行と記録書綴りの紛失という不正事実が判明しました。

今回の不正事実の判明を受け、当該事業所はもとより九州内の全事業所の点検を行った結果、不正を行った調査員以外での不正な行為がないことは確認できました。しかし、一部の事業所において定期調査記録書綴りの紛失が判明しました。

これらのことは登録調査機関として絶対にあってはならないことであり、深く反省するとともにお詫びを申し上げます。

当協会は、平成15年4月以降携帯端末機による入力方式の本格採用により、ハード面で類似案件の不正行為が発生しにくい処理方式に変更しておりますが、さらなる防止対策を講じ、今後二度とこのようなことが起きないように協会を挙げて対処する所存であります。

なお、定期調査記録書が未記入のお客さま及び記録書綴りが紛失したお客さまにつきましては、安全確保に万全を期すため緊急にフォロー調査を実施しました。

1. 北九州事業所における定期調査業務の不履行に係わる事実確認の結果

1.1 経緯

- (1) 平成16年6月11日(金)：小倉北区のお客さまから漏電調査の時期について、問い合わせが九州電力株のコールセンターにありました。
- (2) 平成16年6月14日(月)：当該調査区の定期調査記録書(A調査員担当)を確認した結果、何も記載されていないもの(174口)があり、調査業務不履行の事実が判明しました。
- (3) 平成16年6月21日(月)：Aが担当した他の調査区の記録を確認した結果、約2割に相当する7冊分(1,692口)の記録書綴りが紛失していることが判明しました。

1.2 事実確認結果（A調査員からの事情聴取結果）

- (1) 記録書未記入等について
 - a. 平成14年5月中旬頃、Aが実施した調査区について、実施分と未実施分（記録書は未記入）をあわせ実施済みとして定期調査実施原票(入力原票)に記入し上長の承認を得ました。
 - b. 平成14年12月頃、上記調査区の記録書全数を他の調査済の記録書に差し替えて、当該調査区の記録書綴りとして上長の承認を得ました。
 - c. 平成15年3月頃、当該調査区の記録書綴りを実際の記録書に差し戻し、所定の保管場所に保管しました。
- (2) 記録書綴りの紛失について
 - a. 紛失した7冊の記録書綴りにつきましては、上長の承認を得ずに個人別のキャビネットに実施済み記録書綴りと一緒に保管し、その後、未実施分（記録書は未記入）が含まれている記録書綴りの発覚を恐れて家に持ち帰り廃棄しました。
 - b. なお、紛失した記録書綴りの中には、未実施分を実施済みとして入力原票に記入し上長の承認を得た記録書が含まれていました。

2. 北九州事業所における他の定期調査が確実に実施されたかどうかの確認結果

2.1 記録書の未記入について

当該事業所の全ての記録書（A調査員分以外）について点検した結果、未記入の記録書はないことを確認しました。

2.2 記録書綴りの紛失について

当該事業所の全ての記録書綴り（A調査員分以外）について点検した結果、記録書綴りの紛失はないことを確認しました。

3. 北九州事業所における定期調査について、不適切な事項とその原因及び再発防止対策並びに当該需要家に対する安全確保対策

3.1 不適切な事項

北九州事業所の全ての定期調査記録書を点検した結果、不適切な処理はA調査員の「記録書の未記入」と「記録書綴りの紛失」のみであることを確認しました。

3.2 記録書が未記入となった原因

- (1) Aは未実施分の記録書は未記入のまま、入力原票には実施したように記入しました。また、未記入がある記録書綴りは上長の承認をもらうため他の実施済みの記録書とすり替え、承認後は元に差し戻しました。
- (2) 上長は記録書綴りの中から記録書を抜き取りでチェックしていましたが、上記不正を見抜けませんでした。

3.3 記録書綴りが紛失した原因

- (1) 記録書綴りは、一時的にダンボール箱に保管されていたため、調査員が自由に取り出せるようになっていました。
- (2) Aは未記入のある記録書綴りの発覚を恐れてダンボール箱から抜き取り廃棄しました。

3.4 再発防止策（別紙）

3.5 定期調査未実施のお客さまの安全確保対策

定期調査未実施のお客さまに対し、安全確保のため緊急にフォロー調査を実施しました。

4. 北九州事業所以外の事業所の定期調査に関する点検結果

4.1 点検の方法

- (1) 「記録書の未記入」の有無
平成12年度以降の記録書（約580万口）について、サンプリング手法により未記入の有無の点検を実施しました。
- (2) 「記録書綴りの紛失」の有無
平成12年度以降の九州内の全調査区の記録書綴り（約4万6千冊）の紛失の有無を点検しました。

4.2 点検結果

- (1) 「記録書の未記入」の有無
点検の結果、未記入の記録書はないことを確認しました。
- (2) 「記録書綴りの紛失」の有無
点検の結果、5事業所（直方、武雄、出水、鹿屋、指宿）17調査区（17冊、3, 213口）の記録書綴りが紛失していることが判明しました。

4.3 記録書綴りの紛失の原因と再発防止策（再発防止策は別紙）

記録書綴りの紛失の原因につきましては、特定できませんでしたが

- ① 保管場所を移動したとき確認を実施していなかったこと。
- ② 一時的な持出しについて管理をしていなかった 等が考えられます。

4.4 記録書綴りを紛失したお客さまの安全確保

記録書綴りが紛失していた調査区につきましては、お客さまの安全確保のため、緊急なフォロー調査を実施しました。

なお、紛失した記録書綴りの定期調査年度はいずれも平成12年度分でしたが、これにつきましては、当時の各種報告書等の記録や調査済みシールを確認した結果、定期調査は実施されていたものと判断しています。

以 上

再発防止策

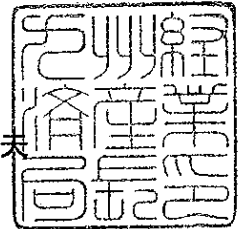
北九州事業所の事象を踏まえた対策		
項目	実施内容	対策実施時期
(1) 組織体制面での具体的対策	現在、調査業務の管理は事業所長が行っていますが、専門的な観点から管理、指導等の充実、強化を図るため、事業所を統括する支部に調査業務を担当するラインのグループ長を新たに設置します。	平成16年10月
(2) 調査未実施及び不正行為の具体的防止対策	a. 携帯端末機による入力方式を採用し、機械システムによるチェック機能を強化しています。	平成15年4月に実施済
	b. 調査を実施しないでデータのみ入力することを防止するために、携帯端末機の入力データから1時間当たりの処理件数をチェックし、標準的な処理件数を超えるものはそのリストを出力し調査員の個別確認を実施します。	平成16年10月
(3) 教育面での具体的対策	a. 法令遵守を具体的に実践するため調査員のための行動規範を策定し、全調査員へ示達するとともにその主旨について周知徹底を図ります。	平成16年9月末まで
	b. 今回、発生した事案に鑑み全管理職、全調査員を対象に登録調査機関としての法令遵守の重要性及び再発防止対策の再徹底を図ります。	平成16年9月末まで

北九州事業所以外の事業所の事象を踏まえた対策		
項目	実施内容	対策実施時期
記録書綴りの管理の徹底	保管場所を施錠できるようにするとともに、貸出管理簿を作成し管理の徹底を図ります。また、記録書綴りを移管するときは、保管責任者が確認するよう徹底します。	平成16年9月

平成 16・09・17 九州第 69 号
平成 16 年 9 月 29 日

財団法人九州電気保安協会
理事長 肥前 洋一 殿

九州経済産業局長 松井 哲夫



一般用電気工作物定期調査の不履行等に係る再発防止について

貴協会において、電気事業法第 92 条第 1 項に定める一般用電気工作物定期調査の不履行が発生したこと及び電気事業法第 92 条の 5 において準用する同法第 79 条第 2 項に定める記録書の保存がなされていなかったことは誠に遺憾であり、今後このような事態が生じないように万全を期すこと。

については、貴協会から平成 16 年 9 月 3 日付けで提出された報告書については、調査結果、安全確保対策及び再発防止対策等、その内容は妥当であると評価されることから、報告書に基づき再発防止対策を確実に実施するとともに下記のとおり対応するよう指示します。

記

1. 法令遵守（コンプライアンス）について一般用電気工作物調査関係者に周知・徹底を行うこと
2. 再発防止対策を速やかに実施し、平成 16 年 11 月 1 日までにその結果を報告すること

(財)九州電気保安協会における一般用電気工作物の定期調査業務
の一部不履行等に対する再発防止について

平成16年9月29日

九州経済産業局

1.(財)九州電気保安協会(以下、「保安協会」という。)が実施している一般用電気工作物の定期調査業務において一部不履行が発生したため、当局より保安協会に対して電気事業法第106条第4項に基づく報告徴収を指示したところ、7月30日付けで報告書が提出されました。(H16.7.30 発表済)

2.当局では、報告内容の調査状況等を確認するため、8月10日～16日にかけて保安協会に対して立入検査を実施したところ、保安協会は当局の報告指示の内容の解釈を誤り(記録書を紛失しているもののうち、既に16年度定期調査を実施したものは報告対象外と誤解)記録書紛失について一部未報告であることが判明したため、報告書記載内容の不備等も含めて指摘しました。

3.これを受け、保安協会は、追加調査を実施するとともに、9月3日付けで修正した報告書(別添のとおり)を提出、当局は追加調査状況等を確認するため9月9日～15日にかけて再度立入検査を実施しました。

4.その結果、当局は、北九州支部北九州事業所において、13年度実施予定分のうち記録書紛失に係る1,692口の一部及び14年度実施予定分のうち記録書未記入に係る174口の定期調査の不履行があることを確認しました。また、北九州事業所以外の事業所においても、管理不良による記録書紛失が確認されましたが、定期調査の不履行ではないことを確認しました。なお、北九州事業所の定期調査の不履行及び記録書紛失に係る1,866口の需要家並びに北九州事業所以外の記録書紛失した需要家については、緊急フォロー調査(定期調査の緊急実施)を行うなどの安全確保対策が実施されたことを確認しました。

5.当局は、本日、保安協会に今後このような事態が生じないよう万全を期すことを指示するとともに、提出された再発防止対策を含む報告書の内容については妥当であると評価されることから、報告書に基づき再発防止対策を確実に実施すること及び下記のとおり対応するよう指示しました。

法令遵守(コンプライアンス)について一般用電気工作物調査関係者に周知・徹底を行うこと

再発防止対策を速やかに実施し、平成16年11月1日までにその結果を報告すること

なお、再発防止対策の実施状況については、全ての対策が実施された11月以降に立入検査により確認することとしています。

九州経済産業局

資源エネルギー環境部 電力安全課

092-482-5520(直通)

担当者: 課長 高田、課長補佐 生島